

## 通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定によって、広島県厚生連労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条第4項の規定に基づいてお知らせします。

- 1 開始日  
平成28年4月1日以降
- 2 場所  
別記のとおり
- 3 要求事項  
賃金引上げ等
- 4 争議行為の概要  
あらゆる形の争議行為を行う

平成28年3月25日

広島県知事 湯崎 英彦

(別記)

広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院  
同吉田総合病院